

令和3年度 平塚工科高校 不祥事ゼロプログラムの検証等

○ 課題・目標別実施結果

課 題	目 標	実施結果と目標の達成状況
法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）	法令を遵守し、すべての公務外非行を未然に防止する。	実施結果：A（良好） Teamsで通知類の提示等を実施し、職員全体の意識を向上させ、職員行動指針の徹底を図った。また職場全体研修を実施して法令順守への意識付けを行った。
職場のハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ等）の防止	職員が当事者意識をもって取り組み、ハラスメントを根絶する。	実施結果：A（良好） 職員室や準備室の巡視によってハラスメントを起こさない環境と意識づくりに努めた。管理職による声掛けによってハラスメントを起こさない意識を醸成した。
児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を根絶して、健全な学校運営に資する。	実施結果：B（概ね良好） SNSの実態把握調査は未実施。職員室及び準備室の日常点検を実施した。職員だけでなく、生徒にもスクールセクハラ防止への意識付けを行った。
体罰、不適切な指導の防止	事故発生の未然防止に努め、教師・生徒間の相互信頼に基づく教育環境を築く。	実施結果：B（概ね良好） 体罰の実態調査の実施、また不祥事防止会議等で啓発活動を行った。さらに不適切な指導と認識される行為について職員全体で意識を深めたい。
入学者選抜・成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	調査書・通知書等の発行及び取扱いで事故を根絶する。	実施結果：A（良好） 成績処理・入試選抜業務前に不祥事防止会議を実施した。調査書や進路関係書類の発行・点検に際してルール化を行い、効果的な点検体制を敷いた。今後に向け、点検体制のさらなる改善を図り、ミスを未然に防止する体制を強化していく。
個人情報の管理、情報セキュリティ対策	個人情報の管理、特にデジタルデータの管理の徹底を図る。また、SNS、電子メール、成績処理等での事故を未然に防止する。	実施結果：A（良好） 教務手帳の一元管理や成績処理関係書類の管理を改善した。デジタルデータについては校外への持ち出しを厳しくチェックし、個人情報の保護について管理を徹底した。特にUSBメモリの持ち出し禁止や外部への個人情報の持ち出しなどを確認し管理を徹底した。今後は重要対策度ごとに一層の適正なファイル管理を実施する。成績処理時の複数チェック等を実施し、事故防止に努めた。
業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	職員間の情報共有を促進して適切な業務協力体制を構築する。	実施結果：B（概ね良好） Teamsを積極活用して情報共有をすすめた。今後利用をさらに拡大し、効率的かつ横断的に情報共有ができるようにしていく。業務協力体制の構築のためのコミュニケーションを増やす必要がある。
会計事務等の適正執行	各種会計、現金管理に係る事故を未然に防止する。	実施結果：A（良好） 年度初めに私費会計に関する研修会を実施し、私費会計基準に基づく適正な処理に努めた。特に現金を扱わない執行体制を追求し、多重のチェック体制と併せて事故防止に努めた。

職場の安全管理	実験・実習等の学習における教員・生徒の事故を未然に防止する。	実施結果：A（良好） 耐震補強工事の最中で、校内の危険個所を定期的な職場巡視と職場点検によって把握し改善に努めた。職場での設備・備品等の整理整頓を日常的に実施した。排気や廃液の処理等に配慮を行って環境汚染の防止に努めた。
---------	--------------------------------	---

○ 令和３年度不祥事ゼロプログラム全体の達成状況と令和４年度に取り組むべき課題 (学校長意見)

日頃より、不祥事防止会議や研修等で事故・不祥事の防止に対して意識を高めた。

若手の職員が増えている中で、目標に掲げた「法令遵守意識の向上」「職場のハラスメントの防止」については、しっかりと目標を達成できたものと考えている。

以下の項目に関しては、次年度以降も取り組むべき重点事項と考えている。

- ・「児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止」では、SNSの実態把握調査を行い、SNSの利用やスマホの誤った利用についてさらに啓発を行い、意識を高めたい。
- ・「体罰、不適切な指導の防止」については、行為の禁止だけにとどまらず、誤解を招くような言動や行動についても意識を高めることでなくしたい。また、職員に対する個人面談や人権研修会等の開催も併せて教職員の人権意識をさらに高めていく。
- ・「個人情報等の管理、情報セキュリティ対策」では、教務手帳の管理等での事故防止の意識を高めたが、デジタル情報の対策重要度についてもしっかりと理解して、個人情報の保護を図る体制を整えたい。
- ・「会計事務等の適正執行」では、私費会計基準に則り適正な会計執行を行い、事故防止に努めているが、物品の購入に際してさらに精査する体制を整えたい。今後はネットバンキングの利用等によってさらなる事故防止対策を講じたい。